

(仮称)大和市文化芸術振興条例(骨子案)

規定する項目	内 容
1 目的	文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
2 基本理念	文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性・創造性、文化芸術活動の多様性を尊重する。 文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する。 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力・連携する。
3 市民の役割	市民は、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、文化芸術の創造及び発信に努める。
4 市の役割	市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 市は、市民が文化芸術に触れ、文化芸術の創造に関わることができるよう環境の整備を図る。 市は、文化芸術の振興を図るために文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携する。
5 子どものための施策推進	市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深めるための施策を推進する。
6 多文化共生のための施策推進	市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進する。
7 文化芸術振興計画の策定	市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定する。 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定しようとするときは、大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。
8 文化芸術振興審議会の設置	附属機関として大和市文化芸術振興審議会を置く。 委員数は10人以内、任期は2年とする。
9 委任	条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

基本的な考え方 (1)構成は理念を中心にしたシンプルなものとし、関連施策を列挙するような総花的な構成にはしない。

(2)条文になるべく“大和らしさ”を感じさせる内容を盛り込む。